

平成 23 年度電気通信施設点検業務に関する 企業向け説明会

日時:平成 23 年 1 月 13 日 (木)
14 時 00 分～15 時 00 分
場所:広島合同庁舎 4 号館 13 階
共用第 9 号会議室

議 事 次 第

1. 開 会
2. 挨 拶 (中国地方整備局 情報通信技術調整官)
3. 説明内容
 - 平成 23 年度電気通信施設点検業務
 - (1) 概 要
 - (2) 適用基準等
 - (3) 入札参加要件
 - (4) 落札決定及び履行
 - (5) 積算基準等改善
 - (6) 発注スケジュール
 - (7) 発注情報
 - (8) その他
4. 質疑応答

電気通信施設点検業務説明会

平成23年1月13日



中国地方整備局



目次

1. 電気通信施設点検業務の概要
2. 電気通信施設点検業務の適用基準等
3. 電気通信施設点検業務の入札参加要件
4. 電気通信施設点検業務の落札決定及び履行
5. 電気通信施設点検業務の積算基準等改善
6. 電気通信施設点検業務の発注スケジュール
7. 電気通信施設点検業務の発注情報
8. その他



1. 電気通信施設点検業務の概要

1. 電気通信施設点検業務とは

中国地方整備局管内に整備されている河川及び道路管理用電気通信施設の良好な性能・機能維持を図るため、国土交通省電気通信施設点検基準等に基づき、巡回による定期点検、機器障害発生時における臨時点検及び機器の性能・機能を復旧・回復させるための修理を行うものである（当該施設の監視業務を含む場合がある）。

巡回による定期点検には、①総合点検、②個別点検、③巡回点検がある。

- ①総合点検：施設の総合的な性能・機能の確認を行う
- ②個別点検：機器単体の性能・機能確認を行う
- ③巡回点検：施設の環境に応じて機器の状態確認を行う

* 具体の点検内容、頻度については設備毎に定められている。

例】高圧受変電設備 総合点検：年1回
個別点検：年1回
巡回点検：毎月（必要に応じて実施）

詳細は「国土交通省電気通信施設点検業務点検基準」（中国地方整備局HPに掲載）を参照。



1. 電気通信施設点検業務の概要

2. 点検対象施設

河川及び道路管理用として整備された電気通信施設が対象。
具体の対象施設は以下のとおり。

<p>【河川管理用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム(堰)管理設備 ・河川情報システム ・放流警報設備 ・水位・雨量テレメータ設備 ・CCTVカメラ設備 	 <p>ダム(堰)管理設備</p>  <p>河川情報システム</p>  <p>放流警報設備</p>  <p>水位・雨量テレメータ</p>  <p>CCTVカメラ</p>
<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプタ映像伝送設備 ・衛星通信車、小型衛星設備 ・事務所等の防災情報設備 ・事務所の電力設備 ・通信設備(鉄塔、通信機等) 	 <p>ヘリコプタ伝送設備</p>  <p>衛星通信車</p>  <p>防災情報設備</p>  <p>通信設備(鉄塔)</p>  <p>受変電設備</p>  <p>非常用発電設備</p>
<p>【道路管理用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トンネル非常用設備 ・道路情報システム ・道路情報板 ・道路気象観測設備 ・CCTVカメラ設備 	 <p>トンネル非常用設備</p>  <p>道路情報システム</p>  <p>道路情報板</p>  <p>道路気象観測設備</p>  <p>CCTVカメラ</p>

2. 電気通信施設点検業務の適用基準等

点検基準等

電気通信施設点検業務の点検基準等は中国地方整備局HPにて公表している。

中国地方整備局HPトップページ



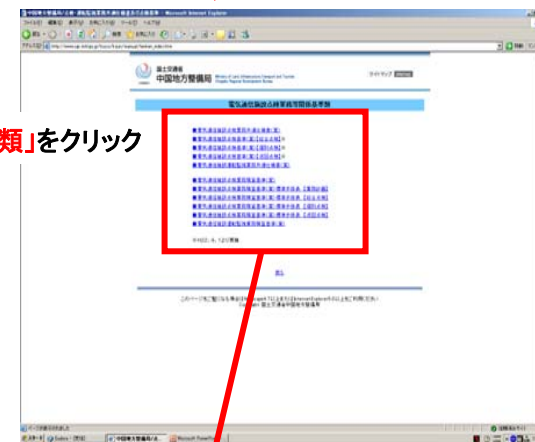
「企画部」をクリック

企画部トップページ



「電気通信施設点検業務等関係基準類」をクリック

公表ページ



地域づくりのプランづくり
企画部

技術基準(共通仕様書・電子納品)

- ・ 技術管理資料提供システム
- ・ 施工体制台帳役割分担表作成ツールダウンロード
- ・ 道路工事完成図等作成要領
- ・ 電子納品に関する要領・基準
- ・ 電子納品の手引き(中国地整版)(案)[土木工事編]
- ・ 電子納品の手引き(中国地整版)(案)[業務編]
- ・ ユニットプライス型積算について
- ・ **電気通信施設点検業務等関係基準類**
- ・ 工事一時中止に係るガイドライン(案)
- ・ 工事請負契約に係る設計変更ガイドライン(案)
- ・ 電気通信設備工事共通仕様書
- ・ 電気通信施設設計業務関係基準類

- 電気通信施設点検業務共通仕様書(案)
- 電気通信施設点検基準(案)【総合点検】※
- 電気通信施設点検基準(案)【個別点検】※
- 電気通信施設点検基準(案)【巡回点検】※
- 電気通信施設運転監視業務共通仕様書(案)
- 電気通信施設点検業務積算基準(案)
- 電気通信施設点検業務積算基準(案)標準歩掛表【業務計画】
- 電気通信施設点検業務積算基準(案)標準歩掛表【総合点検】
- 電気通信施設点検業務積算基準(案)標準歩掛表【個別点検】
- 電気通信施設点検業務積算基準(案)標準歩掛表【巡回点検】
- 電気通信施設運転監視業務積算基準(案)

公表ページURL: http://www.cgr.mlit.go.jp/tosyo/kijun/manual/tenken_index.htm



3. 電気通信施設点検業務の入札参加要件

1. 入札参加要件の緩和

- 1) 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち、中国地域の資格を有する者であること（等級による参加制限なし）。

2. 業務履行実績要件の緩和

- 1) 平成8年度以降において、国の機関、地方公共団体、公共機関、地方公社又は民間企業が発注した（発注機関、企業による参加制限なし）いずれか1つの設備に係る点検業務の履行実績（完了見込みを含む）。
- 2) 上記履行実績に点検業務の再委託における履行実績及び電気通信関係の維持工事又は電気通信設備工事の施工実績を含む。

* 点検業務履行実績対象設備 （下記のいずれか1つの設備）
例】

- ① 多重無線装置
- ② テレメータ観測装置又は放流警報装置
- ③ 発動発電機（自動起動方式）を含む電気設備
- ④ 長距離（30km以上）用光伝送設備
- ⑤ 防災情報システム（防災の用に供する情報の収集、加工、上位局への伝送機能を有するもの）
- ⑥ 道路情報表示設備又はトンネル非常警報設備
- ⑦ CCTV設備



3. 電気通信施設点検業務の入札参加要件

3. 管理技術者要件の緩和

下記1)～4)のいずれかの要件及び5)の要件を満足すること。なお、業務経験は前記第2項のいずれかの点検業務(再委託を含む)の実績又は工事の施工実績とする。

- 1) 学校教育法における大学、短大、高等専門学校において電気工学、電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後3年以上の業務経験を有する者。
- 2) 学校教育法における高等学校において電気工学、電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後5年以上の業務経験を有する者。
- 3) 上記以外のもので、7年以上の業務経験を有する者。
- 4) 以下のいずれかの資格を有する者で、業務経験が3年以上あること。
例]
 - ・ 技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（電気電子））
 - ・ 第一級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者
 - ・ 電気通信主任技術者（伝送交換、線路）
 - ・ 第一級、第二級電気工事施工管理技士
 - ・ 第一種、第二種、第三種電気主任技術者
 - ・ 第一種電気工事士
- 5) 〇〇時間以内（又は〇〇県内）に履行場所（事務所等）へ到着できる勤務地又は居住地を有する者。



3. 電気通信施設点検業務の入札参加要件

4. 管理技術者の手持ち業務量

競争性向上を図るため、管理技術者が複数の業務を兼務することが可能である旨の明示及び品質確保を目的に手持ち業務量の範囲を規定。

- 1) 配置予定管理技術者が、他の業務の管理技術者を兼務する場合の手持ち業務量は2億円未満かつ4件以下であること(本業務を含み契約済み及び特定後未契約のものを含む)。



4. 電気通信施設点検業務の落札決定及び履行

1. 落札決定時期

- 1) 点検業務の履行期間は当該年度4月1日から3月31日までとなっており、履行開始迄の準備期間として概ね1ヶ月を確保するため、落札決定（入札）を3月上旬に予定。

2. 履行環境の改善

- 1) 点検実施時期を指定する設備は特記仕様書に規定し、それ以外の設備の点検時期については、請負者の業務計画によるものとする（ただし、点検周期を考慮すること）。

* 点検実施時期を指定する設備の例

- ・ ダム(堰) 管理制御設備：6月（出水期前）までに12ヶ月点検を実施
- ・ 道路管理用気象観測設備：12月（雪寒期前）までに12ヶ月点検を実施



5. 電気通信施設点検業務の積算基準等改善

1. 旅費交通費の改善

旅費交通費は積算基準に規定されていないため、応札者における積算の容易化、透明性の確保、積算の適正化を図るため、積算根拠として計測した総移動距離と移動手段（ライトバン、平均時速等）を明示する。

2. 労務単価の改善

労働基準法に基づく割増賃金の適切な積算の観点から単価割増（時間外割増、深夜割増、休日割増）の条件を明示する。

3. 安全費の改善

交通誘導員の編成人員及び交通規制の方法を明示する。交通誘導員及び交通規制に係る資機材費は協議のうえ契約変更の対象とする。

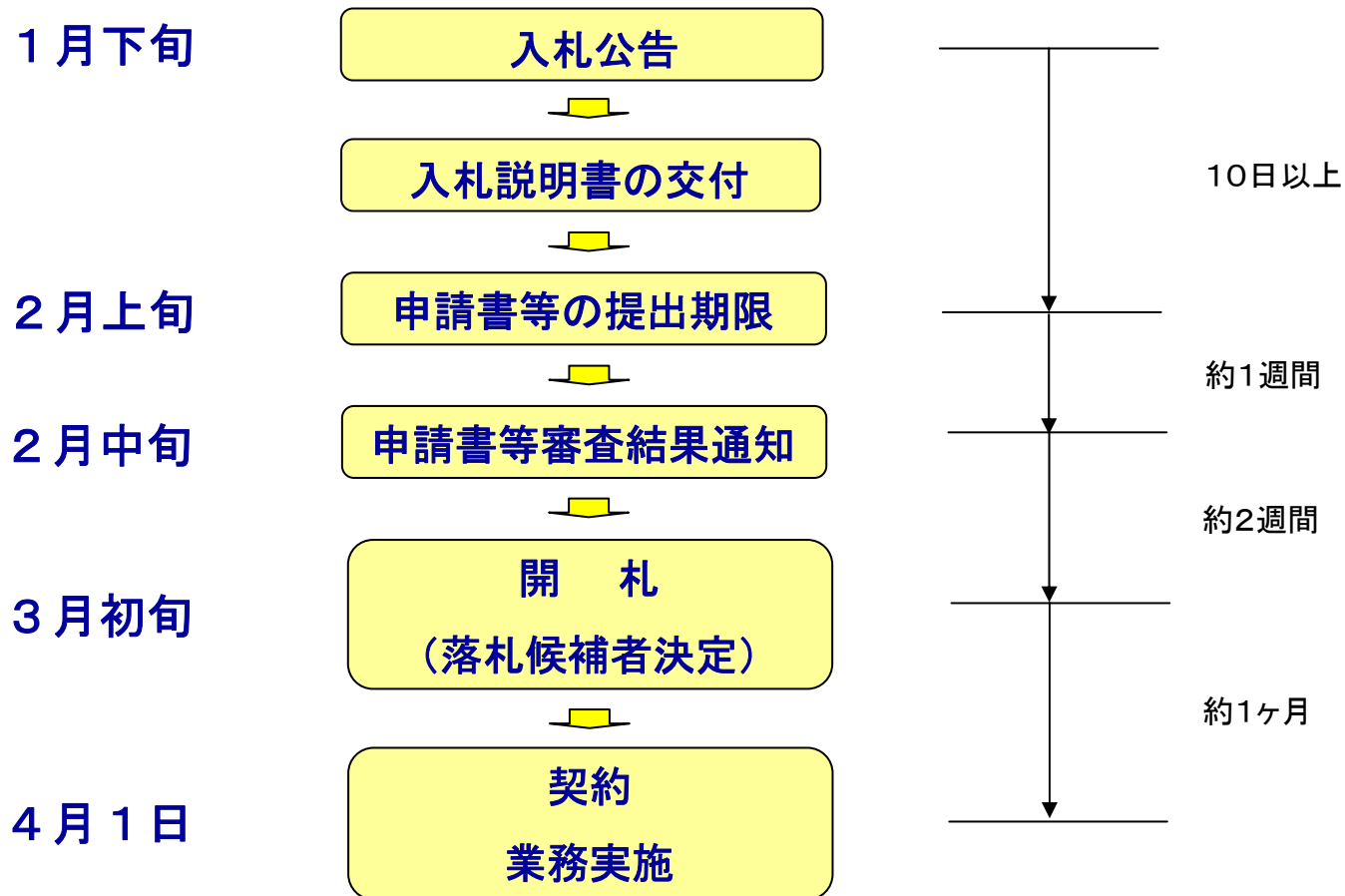
※安全費率に含まれるものは次のとおり。（安全費率＝労務費×2.5%）

- ①安全教育等に要する費用
- ②表示板、標識、保安灯、バリケード等の安全施設の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料（標準的な規制図に記載されているもの）
- ③船舶使用による安全救命器具等の費用
- ④安全用品等の費用（高所作業用安全帯及び高圧作業用用品等）



6. 電気通信施設点検業務の発注スケジュール

今後の発注予定スケジュール





8. その他

資料の問い合わせ先

中国地方整備局 情報通信技術課 課長補佐
電気・基準係長

TEL : 082-221-9231 (内3353・3381)